

令和2年2月28日

家庭で留守番させることが困難な児童への対応について

島本町教育委員会

島本町教育委員会と町立小中学校においては、国の通知をもとに、感染症の拡大防止に向けた対応として、3月2日（月）より3月24日（火）まで、小中学校全校を臨時休校としました。

臨時休校期間中の対応として、家庭で留守番させることが困難な児童への対応（学童保育に入っている児童以外）について下記のように実施をします。

記

- 対象 小学1～3年児童（学童保育に入っている児童以外）
期間 令和2年3月3日（火）から令和2年3月6日（金）までの4日間
時間 午前8時30分から午後3時まで
昼食 弁当持参
内容 教室、図書室等で自習（自習課題は各自で用意してください）
連絡 希望者は午前8時から午前8時30分までの間に学校に電話連絡
送迎は保護者責任でお願いします。